

食品衛生法の改正と充実強化を求める件

「食品の安心・安全」は消費者にとって大きな願いであり、子供たちの将来のためにも重要である。

近年、食品添加物や農薬・動物用医薬品等の問題に加えて、遺伝子組換え食品など新しい科学技術によって生産された食品の安全性についても、消費者の関心が高まっている。さらに、腸管出血性大腸菌O157や狂牛病の発生、ダイオキシン類の環境汚染、内分泌機能をかく乱する環境ホルモンの影響などが大きな社会問題となっている。また、食品流通の国際化に伴って今や世界各地から食品が輸入されているが、食品の安全性についての国際的な基準と国内での基準の整合を図る経過や日本政府の考え方が必ずしも広く公開されていないことなどからも、消費者の不安は高まっている。

これらのどの問題をとっても、もはや消費者個人の努力や選択だけでは、食品の安全性を確保することはできない。食品の安全確保が、行政上の重要な課題として位置づけられ、その上でそれを実現するための社会的な仕組みが整備されることが必要である。

よって、国会及び政府におかれては、食品衛生法について、消費者の視点を組み入れた法改正や運用の充実強化を図るよう、下記の事項を実現されることを強く要望する。

記

- 1 食品衛生法の目的に「国民の健康のために食品の安全性を確保する」という主旨を明記し、食品安全行政における、消費者参画と情報公開を推進すること。
- 2 全ての食品添加物の指定制度への移行や農薬・動物用医薬品の残留基準の設定を計画的に進めること。
- 3 健康への害が危惧される化学物質や新技術に関する食品・容器包装の安全性について、予防的な調査・研究及び検査体制の充実など、法制度の運用を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年3月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

様

仙台市議会議長

岡 征 男